

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	明石市 療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は療育手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の管理利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和6年8月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	知的障害者福祉法および「療育手帳制度について」に基づき、療育手帳の交付等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務において利用する。 ①療育手帳の申請受付、進達、交付 ②居住地の変更届の受理 ③手帳の返還受付 ④手帳所持者台帳の整備
③システムの名称	ふれあい(障害者福祉システム)、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表の項50 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の5
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供にかかる根拠> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 項番14 <情報照会にかかる法令根拠> 実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉局生活支援室障害福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-1344

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月25日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第一の第3の3の項 ～以下略～	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第一の第7の項、第33の3の項 ～以下略～	事前	
令和4年3月25日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	〈情報提供にかかる根拠〉 ・番号法別表第二の第10項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条 ～以下略～	〈情報提供にかかる根拠〉 ・番号法第19条第8号及び番号法別表第二の第10項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条 ～以下略～	事前	
令和6年8月9日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第一の第3の3の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の5	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表の項50 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の5	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報提供にかかる根拠〉 ・番号法別表第二の第10項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条 〈情報照会にかかる法令根拠〉 実施しない	〈情報提供にかかる根拠〉 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 項番14 〈情報照会にかかる法令根拠〉 実施しない	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)